

1 9 8 7 6 5 4 3 2 1

國立公文書館	
分類	(返) (赤)
配架番号	3 A
	14
	18-3-5

昭和二十一年度第一号			
3 - JUL 20 Copy 1959			
要再回			
完結			
起案	接受	昭和 年 月 日	接案ヨリ
昭和二十年 大月十五日	昭和	年 月 日	起案マテ
整備局長	整備課長	日 決判	ノ日數
大臣 次官 秘書課長		二〇、九、八 日	
			
		六、一六 秘書課受	
			
			
日本標準規格 B5 (182 x 257mm)			

めぐれす

機関  
金属類回収令依ル回収物件、讓渡済元件通牒  
回収物件、讓渡済元件通牒

回収機用、讓受ケタル回収物件、転用ニ用シテハ昭  
和十九年四月十四日附一九企本第ニ四一一號通  
牒ヲ以テ企業整備本部長ニ於テ之ガ転用指  
示其他、措定ヲ行フコト、相成居タル處今般  
企業整備本部廢止セラレタル付右ハ爾今整備  
局長ニ於テ行フコトシ左案ニ依リ各回収機  
用宛通牒シ差支ヘナシ

仰高裁

三〇、六八  
次官  
小説納  
三  
新  
案  
日  
次  
官  
宛  
國民更生金庫理事長  
國民更生金庫理事長

